HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 34(2), 223-224
Issue Date	1983-11-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16438
Type	bulletin (other)
File Information	34(2)_p223-224.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五八年三月一七日（木）午後二時―五時
「八〇年代日本の法学方法論を考える」
――刑事法学を素材に――

報告者　立教大学助教授　荒木伸怡氏
出席者　一五名

荒木氏は、詳細なレジュメを配布されたうえで、約二時間にわたり、議論を展開された。左記は、荒木氏自身による要旨である。報告後、実証研究と法解釈を架橋する際の論理構造や、想定される「法学」像などに関して、質問と応答がなされた。

＊　＊　＊

六〇年代後半には、岩波講座現代法全一五巻、ジョージ、平野、田宮編「経験法学入門」が発刊され、大統領委員会の「自由社会における犯罪の挑戦」が広く紹介されるなど、経験法学的研究が、わが国においても花開くかと思われた。しかし、刑法学会においては、一九七〇年に三井誠教授による訴追裁量の研究（数量化Ⅱ類）が報告されたのみで、一九八〇年の責任論研究会による責任と罰に関する意識の日米比較（実験計画法）、および、同年の刑罰論研究会による刑事法研究者の抱懐する刑罰理論の調査（因子分析）の報告に至る。

だが、多変量解析の手法を用いた研究に限定しないならば、七〇年代にも経験法学的研究の萌芽がさまざまに見られる。すなわち、松尾・沢登らによる少年法関係諸機関の実態調査（「少年法―その現状と課題」一九七二・大成出版）、佐藤によるアメリカの社会と刑事司法との関連の紹介（「取引の社会」一九七四・中公新書）、小野坂・刑務所の社会学的検討（一九七二・刑法学会）、荒木・弁護士業務と迅速な裁判（一九七六・刑法学会）、監獄法研究会による受刑体験談聴取（一九七七～七八・法律時報）、宮沢節生による第一線刑事の意識と行動の実態調査（一九七九～・北大法学）等々。しかし、最も重要なのは、一九七四年の日本犯罪社会学会の設立であったろう。

刑事司法の運営や刑事法執行過程に全く無知のまま、中途半端な紹介法学と空疎な観念論を行ない続ける学界への批判の声が、法務省・裁判所に強まっており、刑法学会にもの足りなさを感じる者は、日本犯罪社会学会にも加入している。そして、刑法学会自体も、問題関心の多様化に対応せざるをえなくなっている。

八〇年代の刑事法学研究者は、最低限、ＩＳとＯＵＧＨＴとを一旦峻別した上で、研究を進めざるをえない。哲学・宗教等を求め、自らの価値観を自覚すること、事実の認識を踏まえることが大切である。法学という分野に不可欠な法解釈にあたっては、せめて機能法学の方法によりつつ、主観と客観とを意識的に融合ない

し組合せることにより、説得力＝有効性を増すことができよう。

事実の認識のためには、社会学・統計学研究者と、役割分担型でなく、解明すべき課題共有型で、共同研究をすすめることが望ましい。その際、法学研究者は、仮説を立てる前提である課題提示に、イニシアティブを発揮できよう。コンピュータの発達に伴い利用可能となった多変量解析の手法を、複雑と言われる法学研究のためにも、積極的に利用しない手はない。

私自身、交通違反取締り・交通切符手続について、現在、本格的共同研究に取組んでおり、その成果を踏まえ、従来の刑事法学における「常識」を、いくつか覆えしつつある。

（荒木伸怡）